

金ケ崎町告示第96号

金ケ崎町住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年6月23日

金ケ崎町長 高 橋 寛 寿

金ケ崎町住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅ストックの省エネルギー(以下「省エネ」という。)化を推進するため、金ケ崎町内に所在する住宅の所有者が、当該住宅の省エネ性能を向上させるために要する経費に対し、予算の範囲内で、金ケ崎町補助金交付規則(昭和42年金ケ崎町規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内に存する一戸建ての住宅又はその部分をいう。
- (2) 省エネ診断 住宅の省エネに係る性能を診断することをいう。
- (3) 省エネ化のための計画策定等 住宅の省エネ改修を行うための計画の策定、調査若しくは設計又はBELS(建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項(令和5年国土交通省告示第970号)に基づき、建築物のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。)に関し表示すべき事項について、第三者機関が評価する制度をいう。)等に基づく住宅の評価をいう。
- (4) 省エネ改修 住宅の開口部、躯体等の断熱化及び設備の効率化に係る改修(建替え

を除く。)をいう。

(5) 第三者機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価について、これと同等以上の能力を有する機関をいう。

(6) ZEH net Zero Energy House (ネットゼロエネルギーハウス) の略語で、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。

(7) 省エネ基準レベルの仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)の1に規定する基準のうち、(2)及び(3)をいう。

(8) ZEHレベルの仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)の1に規定する基準のうち、(2)及び(3)をいう。

(9) 省エネ基準 評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)において、断熱等性能等級4(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)、かつ一次エネルギー消費量等級4を満たす基準をいう。ただし、部分改修においては、改修する部分が省エネ基準レベルの仕様基準を満たす基準をいう。

(10) ZEH水準 評価方法基準において、断熱等性能等級5(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)、かつ一次エネルギー消費量等級6を満たす基準をいう。ただし、部分改修においては、改修する部分がZEHレベルの仕様基準を満たす基準をいう。

(11) 耐震基準 次のアからウまでに掲げるいずれかの要件を満たす基準をいう。

ア 昭和56年6月1日以降に確認済証の交付を受けて着工していること。

イ 金ケ崎町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱(平成21年金ケ崎町告示第76号)第2(3)における判定値が、工事の完了までに1.0以上となること。

ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第一号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)を工事の完了までに満たすこと。

- (12) 住宅性能表示制度 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）に基づく制度をいう。
- (13) 子育てエコホーム支援事業 国土交通省が実施する、エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対する補助事業をいう。
- (14) 子育てグリーン住宅支援事業 国土交通省が実施する、エネルギー価格などの物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯などに対して、ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ住宅の導入や、新築住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能確保の義務化に向けた裾野の広い支援を行うとともに、既存住宅について、省エネ改修等への支援を行う事業をいう。
- (15) 地域の区分 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）第 3 に定めるものをいう。

（補助対象者）

第 3 補助の対象となる者は、次の各号すべてに該当するものとする。

- （1）省エネ診断又は省エネ改修を行おうとする住宅を所有している者
- （2）申請時において、住民基本台帳（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民登録が前号の住宅になされている者
- （3）町税の滞納がない者
- （4）金ケ崎町暴力団排除条例（平成 24 年金ケ崎町条例第 20 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び金ケ崎町暴力団等排除措置要綱（平成 24 年金ケ崎町告示第 132）第 2 第 3 号に規定する暴力団密接関係者でない者

（補助対象事業及び補助額）

第 4 第 1 に規定する経費は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の右欄に定めるとおりとする。

区分	経費	補助額
(1) 住宅の省エネ診断	1 住宅の調査費	当該経費の 3 分の 2 に相当する額以内の額。ただし、1,000 円未満は
	2 住宅に係る第三者機関による評価に要する経費	
	3 その他町長が必要	

	と認める経費	切り捨て、1戸当たり 150,000円を上限とする。
(2) 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修（ただし、次のアからカまでに掲げる要件を満たすものに限る。） ア 省エネ改修後の住宅又は改修する部分は、省エネ基準又はZEH水準に適合し、所有するものであること。 イ 省エネ改修後に、耐震基準に適合すること。 ウ 設備の効率化に係る工事費については、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下であること。 エ 階数が2階以下、かつ床面積が300㎡以下の木造住宅において、全体改修によりZEH水準に適合する場合にあっては、次の（ア）及び（イ）に掲げるいずれかの要件を満たすこと。 （ア）構造計算により構造安全性が確かめられた住宅であること。 （イ）令和7年4月に施行した、建築基準法における壁量及び柱の小径の基準により構造安全性が確かめられた住宅であること。 オ 部分改修する場合にあっては、別表第1及び別表第2に掲げる要件を満たすこと。 カ 構造補強工事を実施する場合にあって	1 省エネ改修を行うための調査費 2 設計費 3 計画策定費 4 省エネ改修の内容に係る第三者機関による評価に要する経費 5 工事費（改修後の住宅がZEH水準となる省エネ改修と併せて実施する構造補強工事に要する費用を含む） 6 その他町長が必要と認める経費	【省エネ基準に適合する場合】 当該経費の10分の4に相当する額以内の額。ただし、1,000円未満は切り捨て、1戸当たり300,000円を上限とする。 【ZEH水準に適合する場合】 当該経費の10分の8に相当する額以内の額。ただし、1,000円未満は切り捨て、1戸当たり700,000円を上限とす

は、次の（ア）及び（イ）に掲げる要件を満たすこと。 （ア）全体改修により Z E H 水準に適合すること。 （イ）エ（ア）及び（イ）に掲げるいずれかの要件を満たすこと。	る。
---	-----------

2 補助事業は、規則第 5 条の規定に基づく補助金の交付決定を受けた年度の 4 月 1 日以降に開始し、同一年度の 2 月末日までに完了するものとする。

3 補助対象事業の開始日は、第 1 項の表の左欄に掲げる区分ごとに契約を締結した日とする。

（補助事業の内容の軽微な変更）

第 5 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する軽微な変更は、交付決定額に変更が生じない変更とする。

（補助金交付申請書の受付）

第 6 補助金交付申請は、予算の範囲内で先着順に受け付けるものとする。ただし、受け付けた補助金交付申請に係る補助額が予算の範囲を超えると認められるときは、補助金交付申請の受付を停止する。

（提出書類及び提出期日）

第 7 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第 3 のとおりとする。

（補則）

第 8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表第1（第4関係）

項目		補助対象となる工事
省エネ基準	対象工事	省エネ基準レベルの仕様基準を満たす、開口部・躯体の断熱改修工事、設備の高効率化工事
	対象建材	省エネ基準レベルの仕様基準に適合する建材 開口部：子育てエコホーム支援事業の対象型番（省エネ基準レベル） 躯体：子育てエコホーム支援事業の対象型番（省エネ基準レベル） 設備：子育てエコホーム支援事業の対象型番（省エネ基準レベル）
ZEH水準	対象工事	ZEHレベルの仕様基準を満たす、開口部・躯体の断熱改修工事、設備の高効率化工事
	対象建材	ZEHレベルの仕様基準に適合する建材 開口部：子育てエコホーム支援事業の対象型番（ZEHレベル） 子育てグリーン住宅支援事業の対象型番 躯体：子育てエコホーム支援事業の対象型番（ZEHレベル） 子育てグリーン住宅支援事業の対象型番 設備：子育てエコホーム支援事業の対象型番（ZEHレベル） 子育てグリーン住宅支援事業の対象型番

別表第2（第4関係）

工事種別		要件等
子育てエコホーム支援事業又は子育てグリーン住宅支援事業のエコ住宅設備	太陽熱利用システム	強制循環式のもので、日本産業規格（以下、「JIS」という。）A4112:2020に規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること）
	掃除しやすい機能を有するもの	下記の節水に関する基準に加え、（１）～（３）のいずれかを満たすトイレであること （１）総高さ700ミリメートル以下に低く抑えていること （２）背面にキャビネット（造作されたものを除く）を備え、洗浄タンクを内包していること （３）便器ボウル内を除菌する機能を備えていること
	掃除しやすい機能を有するものの以外	JIS A5207:2011に規定するタンク式節水Ⅱ形大便器若しくは洗浄弁式節水Ⅱ型大便器、JIS A5207:2014に規定するタンク式節水Ⅱ形大便器若しくは専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器又はJIS A5207:2019又はJIS A5207:2022に規定するタンク式Ⅱ形大便器若しくは専用洗浄弁式Ⅱ型大便器と同等以上の性能を有すること
	高断熱浴槽	JIS A5532:2011に規定する高断熱浴槽と同等以上の性能を有すること
	ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	JIS C9220:2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上（ただし寒冷地仕様は2.7以上）であること

潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)	給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94パーセント以上であること 給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が 83.7 パーセント以上であること
潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)	油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94パーセント以上であること 石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3パーセント以上であること 石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6 パーセント以上であること
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率 (JGKAS A705) が 102 パーセント以上であること
節湯水栓	JIS B2061:2017に規定する節湯形の水栓と同等以上の機能を有すること
蓄電池	ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること

別表第3 (第6関係)

条 項	提出書類及び添付書類	提出部数	提出期日
規則第4条	住まいの省エネ改修推進事業費補助金交付申請書(様式第1号) 【全体】 1 事業計画書(様式第2号) 2 経費配分書(様式第3号) 3 住宅の所在地、所有者が確認できる書類 ・固定資産税納税通知書の写し ・登記事項証明書の写し 4 延べ面積が確認できる書類 ・確認済証の写し ・図面 5 住宅の現状が確認できる書類 ・改修する箇所の現況写真(配置図、平面図等に撮影位置を図示すること) 6 事業の開始日が確認できる書類 ・契約書の写し 7 その他町長が必要と認める書類 【住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改	1部	別に定める日

	修の場合（共通）】 8 耐震基準に適合することが確認できる書類 ・耐震診断結果の写し ・住宅性能評価書の写し ・確認済証の写し 【住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修の場合（全体改修）】 9 要綱第4（2）エに該当する場合、要件を満たすことが確認できる書類 ・構造安全性が分かる構造計算書 ・令和7年4月に施行した、建築基準法における壁量及び柱の小径の基準により構造安全性が分かるものの 【住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修の場合（部分改修）】 10 モデル工事費（様式第4号） 11 国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類 ・建材、設備の型番が分かる性能証明書の写し ・カタログの写し 【住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修の場合（構造補強工事）】 12 国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類 ・構造安全性が分かる構造計算書 ・令和7年4月に施行した、建築基準法における壁量及び柱の小径の基準により構造安全性が分かるものの		
規則第6条第1項第1号、第2号	住まいの省エネ改修推進事業費補助金変更承認申請書（様式第6号） 1 事業計画書（様式第2号） 2 経費配分書（様式第3号） 3 その他町長が必要と認める書類	1部	当該事業の変更の理由の生じた日から15日以内
規則第6条第1項第3号	住まいの省エネ改修推進事業費補助金（中止・廃止）承認申請書（様式第7号） 1 その他町長が必要と認める書類	1部	当該事業の（中止・廃止）の理由の生じた日から15日以内

規則第 8条第 1項	住まいの省エネ改修推進事業費補助金申請取下げ書(様式第9号)	1部	補助金の交付の決定の通知を受領した日から15日を経過した日
規則第 13条 第1項	住まいの省エネ改修推進事業費補助金請求書(様式第10号) 【全体】 1 実績報告書(様式第11号) 2 事業実績書(様式第12号) 3 補助金支出表(様式第13号) 4 要した経費を支出したことが確認できる書類 ・領収書の写し 5 その他町長が必要と認める書類 【省エネ診断の場合】 6 省エネ診断の結果が確認できる書類 ・既存住宅の調査に係る報告書 【計画策定の場合】 7 計画策定を実施したことが確認できる書類 ・計画策定に係る報告書 【省エネ改修の場合(共通)】 8 国で定める基準を満たした工事内容となったことが確認できる書類 ・改修した箇所の写真(配置図、平面図等に撮影位置を図示すること) 【省エネ改修の場合(全体改修)】 9 省エネ基準又はZEH水準に適合したことが確認できる書類 ・住宅性能評価書の写し ・BELS評価書の写し	1部 1部	補助事業を完了した日(規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日まで